

【2026 年度最新版】 アルバイト収入と奨学金・多子世帯無償化ガイド

～「いくらまで稼いで大丈夫？」税金・社会保険・制度の影響まとめ～

2026 年からは給与所得控除額が、19 万円（55 万円から 74 万円）引き上げられたため、非課税や親の扶養内で稼げる年収の上限が従来（2025 年）よりアップしています。

1. 本人のアルバイト収入（対象：19 歳～23 歳）

「親の扶養内」および「住民税非課税・健康保険の扶養内」をキープできる年収ラインの目安です。

対象年	年収ライン	必要な申告・条件
2025 年収 (従来基準)	100 万円 以下	【手続きなし】住民税の非課税ライン (※特定扶養控除対象は 103 万円以下)
	124 万円 以下	勤労学生控除（学生本人の申告） + 特定親族特別控除（親の年末調整/確定申告）
2026 年収 (最新基準)	119 万円 以下	【手続きなし】住民税の非課税ライン (※特定扶養控除対象)
	129 万円 以下	勤労学生控除（学生本人の申告） + 特定親族特別控除（親の年末調整/確定申告）

※注意点（共通）

- ① 「103 万円＝非課税」ではない（住民税の仕組み）
「103 万円＝非課税」と言われますが、これは所得税の話です。住民税の非課税上限は、2025 年は「100 万円（一部地域 98 万円）」だったため、103 万円の時は年間約 5,000 円の住民税が発生していました。
- ② 130 万円超の「社会保険の壁」に注意
2026 年は勤労学生控除を出せば本人にかかる住民税は 143 万円以下まで非課税にできます。しかし、130 万円を超えると親の健康保険の扶養から外れて自分で保険料を払う必要が出てくるため、**129 万円以下に抑えるのがおすすめです。**
- ③ 控除の申告漏れは後から遡れる
親が「特定親族特別控除」を申請し忘れても、後から確定申告（還付申告）すれば適用できます（修正後に別途 JASSO へ申告が必要です）。

2. 本人及び兄弟姉妹の多子カウント条件

対象の年齢区分	2025 年 上限年収	2026 年 上限年収	必要な手続き・控除名
19 歳 ～ 22 歳 (2004 年 1 月 2 日 ～ 2008 年 4 月 1 日 生)	160 万円 以下	169 万円 以下	2025 年 103 万円 2026 年 119 万円 を超えた場合 親の「特定親族特別控除」の申告 + 奨学金窓口 へ指定書類の提出が必要（兄弟姉妹のみ）
18 歳以下および 23 歳以上	123 万円 以下	136 万円 以下	通常の税控除・扶養の手続きのみで OK (控除名：その他控除（一般扶養）)

※健康保険や住民税は考慮していません。